

日田市 農業委員会だより

第24号

平成23年12月1日発行

日田市農業委員会

日田市田島2丁目6番1号

TEL22-8213



農業者の声を市農政に反映させよう！

～ 原田市長に『建議書』を提出 ～

日田市農業委員会（小山一善会長・38名）は11月24日、原田市長に「平成24年度日田市農政施策に関する建議書」を提出しました。これは農業委員会等に関する法律に基づくもので、農業者の声を市農政に反映させるため、『日田市循環型農業の推進』『有害鳥獣被害対策』『担い手および集落営農組織の育成について』の3項目について建議しました。

《目次》

- ◎農業委員紹介・・・ P2～P4
- ◎委員担当区一覧・・・ P5
- ◎農地の転用等には許可を・・・ P6

第二十一期 農業委員決定

今年七月、任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、三十名の方が当選。八名の方が農業協同組合(二名)、農業共済(一名)、土地改良区(一名)、市議会(四名内女性二名)から推薦を受け市長から選任されました。

◎新農業委員二十八名の方々

日田市農業委員会

会長 小山 一善
(諸留町)

就任挨拶



七月二十日に開催された農業委員会の臨時総会において、会長に推挙されました。大変光栄に存じております。

農業委員会は、農業と農業者を守るという使命を負っています。現在、農業を取り巻く環境は厳しいものがございます。この環境に置かれた中で、農業の地域代表として、リーダー役であり世話役であり良き相談役でありたいと思います。皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

副会長 石井 照久

(前津江町)



小さな農家こそが、この国の命を支え、命を育むのです。美しい日田の農地を守りたい

副会長 松村 正純

(天瀬町)



地域農業の振興を図り、集落営農の推進と農業者年金への加入推進に努めます。

松原 忠雄 委員
(大山町)



農業者と農業委員会とのパイプをしっかりと繋ぎ、農地の保護、活用

高瀬 澄旺 委員
(天瀬町)



米価の下落、口蹄疫等、農業情勢は厳しさを増すばかりの中、農業者の相談相手として農地を守らねば。

冷川 睦男 委員
(殿町)



農業委員の役割を十分に認識し、地域農業の存続に少しでも貢献できればいいと考えます。

手嶋 澄子 委員
(中尾町)



議会のご推薦をいただき二期目の任務となりました女性の立場から貢献できるよう頑張ります。

堀 眞松 委員
(夜明関町)



農業の後継に厳しい状況の中、特に地域の農業の振興に頑張ります。

栗野 宗紘 委員
(上野町)



役割は農業の発展と農地の保守と考え、地域農業に役立つ仕事をした

佐藤 利文 委員
(前津江町)



高齢化による耕作放棄地が拡大傾向の中、農業を守り農地の保全活動に努めます。

高倉 等 委員
(緑町一丁目)



農業の活性化を図り、農家の生産性と所得の向上、夢の持てる農業への貢献を目指します。

財津 博委員
(天瀬町)



耕作放棄地を出さないための継続的農地利用とその労力確保の問題に取り組みたい。

森 克男委員
(大山町)



浅学非才の身ながら矢幡治美名誉組合長よりお教え頂いた農業の基本理念を更に極めます。

飯田 富雄委員
(天瀬町)



農家の良い相談相手となり、農地の有効利用と無断転用のないよう努力します。

岩見 幾徳委員
(朝日町)



地域の耕作放棄地の解消及び新たな日田ブランドに成り得る農作物の導入に努めます。

津江 良治委員
(中津江村)



年々、過疎化が進み山間地の農業は厳しさを増す中農家の相談窓口、委員会の広報窓口として活動したい

高瀬 義男委員
(琴平町)



増え続ける耕作放棄地の発生防止と農業者や地域の声を結集して農政に反映させる運動

高橋 幸一委員
(上津江町)



高齢化農業により小規模農地の荒廃が深刻な状況にあるため、農地の活用、保全対策に力を注ぎます。

坂本 盛男委員
(日高町)



農地利用、基盤整備、農業生産の推進を図り、豊かな農業、儲かる農業の実現に努める

川津 篤一委員
(上津江町)



農業従事者の不足に伴う高齢化で農地の荒廃といった問題点に取り組みたい。

井上 孝委員
(大鶴町)



生産組合及び各団体との連携を保ちながら地域農業発展のために力を尽くします。

樋口 治利委員
(天神町)



農業を取り巻く厳しい環境の中、農業の振興と地域の発展のため頑張ります。

本川 角重委員
(刃連町)



日田地域の特性を活かし、元気な日田農業の確立を目指して、微力ながら頑張ります。

霧野 常光委員
(大山町)



地域の特徴を活かした農業経営を推進し、高齢者の生きがいと併せて農地の有効活用を図りたい。

梶原 春美委員
(新治町)



地域の魅力を発信し、次の時代に引き継がれていく農業の輪を広げていきたい。

川良 眞一委員
(中津江村)



担当地区は中津江合瀬地区です。荒地があります。これ以上増やさないうような減少に頑張ります。

梶 伸廣委員
(伏木町)



農地の利用集積担い手の育成・確保等に力を注いでいきます。

岩下 正勝 委員
(天瀬町)



農業を取り巻く厳しい状況の中、日田市の中山間地農業振興と地域の発展に頑張ります

井上 孝徳 委員
(日の本町)



いつでも腹いっぱい食べられる。そんな思いが農業を軽視する。食の大切さを考えるよう活動したい。

岩見 泉哉 委員
(天瀬町)



市議会推薦委員として、しっかりと勉強して、皆様方の役に立てるよう頑張る所存です

江藤 義幸 委員
(天瀬町)



少子高齢化、温暖化、地域農村環境は厳しい。微力ながら農業振興のお手伝いをしたい

武内 建則 委員
(上城内町)



地域の代表として、今後の農業委員としての世話役活動を行なってまいります。

大村 征四郎 委員
(天瀬町)



有害鳥獣の問題遊休農地の問題とある中、儲かる農業、つまり楽しめる農業の変革が一番だと思えます

財津 勉 委員
(三池町)



地域農業の発展と活性化を図るため、農地の有効利用で農業所得の向上に努めます。

江田 鶴夫 委員
(天瀬町)



高齢化、担い手不足等による耕作放棄地の拡大を食い止めるため、集落一丸となって取り組みたい。

高倉 喜久子 委員
(田島町)



元気の出る農業ができるように、これまでの経験を活かして頑張りたいと思います。

伊藤 勝治 委員
(大山町)



中山間地における荒廃地解消に向け、農業経営基盤強化促進法を取り入れ推進したい。

川津 美利 委員
(天瀬町)



高齢化、後継者不足等による耕作放棄地やイノシシ等有害鳥獣駆除対策、後継者育成に力を注ぎたい。

(掲載は議席番号順です)

**老後の備えは、
農業者年金で安心！**

① 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

六十歳未満の国民年金第一号被保険者であって、年間六十日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

② 認定農業者など、一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高一万円)があります。

詳しくは農業委員会事務局へお問合せください。
電話 二二一八二一三

農業委員担当区一覧表

(任期:H23. 7. 20~H26. 7. 19)

選挙区	担当区	担当区の区域(自治会)	地元農業委員	
東部選挙区 6名	小野地区	三河・鈴連・殿・源栄	殿町	冷川睦男
	三花地区	天神・清水・財津・藤山・三和団地	天神町	樋口治利
		秋原・市ノ瀬・伏木・小河内	伏木町	梶 伸廣
	西有田地区	上手・坂井・三ノ宮1・三ノ宮2 石松・尾当・有田・三池・中尾 水目・秋山・あやめ台	三池町	財津 勉
	東有田地区	池辺・松野・諸留・上諸留	諸留町	小山一善
月出・羽田・日の本・岩美・東羽田		日の本町	井上孝徳	
南部選挙区 5名	日田地区	亀川・日ノ隈・中釣・中ノ島・堀田 亀山・本庄・三隈・大和・川原・若宮 元町・南元・本町1・本町2・東町1 東町2・中央1・中央2・中央3 三本松1・三本松・三本松新・淡窓 中城・港・丸の内・豆田第1 豆田第2・城町1・城町2・上城内 丸山1・丸山2・城内新町	上城内町	武内建則
	三芳地区	田島一・田島二・田島本・田島 田島三・刃連・下井手・三芳小淵 大部・桃山・小ヶ瀬・日高・神来 求・古金	刃連町	本川角重
	高瀬地区	高瀬本・大宮・琴平・八幡・大日 南部	琴平町	高瀬義男
		誠和・銭瀧・京町・串川一・串川二 上野	上野町	栗野 宗紘
五和地区	石井町一・石井町二・石井町三 高井・内河・小山・緑町1・緑町2	緑町一丁目	高倉 等	
西部選挙区 4名	大鶴地区	鶴城・鶴河内・上宮・大鶴本・大肥 大鶴・大肥本	大鶴町	井上 孝
	夜明地区	夜明上町・夜明中町・夜明関町	夜明関町	堀 眞松
	朝日地区	小迫・朝日・二串・君迫・山田 朝日ヶ丘	朝日町	岩見幾徳
	光岡地区	日ノ出・清岸寺・吹上・玉川・玉川3 新治・南友田・北友田1 北友田2・北友田3	新治町	梶原春美

選挙区	担当区	担当区の区域(自治会)	地元農業委員	
津江・大山選挙区 9名	前津江地区	袖木・出野	前津江町	佐藤利文
		大野・赤石	前津江町	石井照久
	中津江地区	野田・川辺	中津江村	津江良治
		丸蔵・鯛生	中津江村	川良眞二
	上津江地区	川原・都留	上津江町	高橋幸一
		上野田・雉谷	上津江町	川津篤一
大山地区	老松・西峰・北部	大山町	伊藤勝治	
	中央・鳥宿・都築	大山町	森 克男	
	清流・南部	大山町	松原忠雄	
天瀬選挙区 6名	天瀬地区	丸山西・丸山東・桜竹一・桜竹二 赤岩	天瀬町	松村正純
		馬原1・馬原2	天瀬町	飯田富雄
		馬原3	天瀬町	江藤義幸
		女子畑・湯山	天瀬町	財津 博
		本城・五馬市東・五馬市西	天瀬町	川津美利
		出口・塚田	天瀬町	大村征四郎

市長による 選任委員 8名	法第12条第1号の規定による選任委員 (農協)	天瀬町	高瀬澄旺
	法第12条第1号の規定による選任委員 (農協)	大山町	霧野常光
	法第12条第1号の規定による選任委員 (共済組合)	天瀬町	岩下正勝
	法第12条第1号の規定による選任委員 (土地改良区)	天瀬町	江田鶴夫
	法第12条第2号の規定による選任委員 (市議会推薦 市議会議員)	天瀬町	岩見泉哉
	法第12条第2号の規定による選任委員 (市議会推薦 市議会議員)	日高町	坂本盛男
	法第12条第2号の規定による選任委員 (市議会推薦 女性農業者団体)	中尾町	手嶋澄子
	法第12条第2号の規定による選任委員 (市議会推薦 消費者団体)	田島町	高倉喜久子

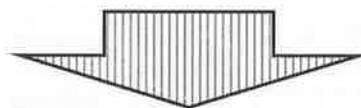
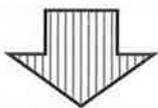


※農地に関することは、お気軽に地元農業委員にご相談ください。

農地の転用・売買・貸借等は許可を受けてから

- 「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのでは」と思っている方はいませんか。
- 農地を売ったり、貸したり、転用したりするときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。登記地目が農地であれば、耕作されていないくても農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、農地に利用されている土地は農地とみなされます。

農地を売買又は貸し借りするときは	自分名義の農地を転用するときは	他人名義の土地を買うか借りて転用するときは
3条申請及び農業経営基盤強化促進法	4条申請	5条申請



- 農地を耕作目的で売買したり貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- 農地を取得する適格者（耕作等の面積が申請地を含めて下限面積30a以上）でない場合には許可されません。

- 農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- 農振法の農用地区内農地でないか農業振興課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。

- ◎農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。
- ◎許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し登記まで済ましてください。
- ◎農地の違反転用をなくしましょう。
- ◎違反転用等については、農地法で原状回復等の処分や罰則が定められています。

※申請書の締め切りは毎月17日です

17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。

☆経営には情報が多いいほど良い☆

「全国農業新聞」

○発行日 毎週金曜日 ○購読料 1ヶ月600円(送料込)

○お申込・問合先 お近くの農業委員又は
農業委員会事務局まで(電話22-8213)